

【添付資料 1～3】

「第一次補正」

「決算予算比較 予算補正案作成用」

「1. 会費に関する規則(2014.3.15改正)」(日本会規則)

【報告事項 1】

平成30年度予算の内、年会費について、事務委託解除後も事務委託時と同じく会員1名につき5,000円の会費納付が判明した 支払実行のため、前期繰越金を収入とする補正を行い、会費支出に充てる

【理事会決議・承認依頼事項 1】

平成30年度 正会員会費の日本会への支払いに向けて補正予算のご承認をお願いしたい

\*\*\*\*\*

【添付資料 4】各委員会名簿

【理事会決議・承認依頼事項 2】

委員会規程4-12-3「委員は、委員長が選任し、理事会の承認を経て、会長が委嘱する」により、各委員会委員について名簿を添付報告する 各委員へ委嘱状発行送付にあたり、ご承認をお願いしたい

\*\*\*\*\*

【報告事項 3】

研修担当理事よりご要望のあったプリペイド携帯購入にあたり、使用時の内規提案について、ご意見及びご了解いただきたい

＜以下、内規①～③＞

①研修準備したものを各研修箱に入れ土・日開催の場合は、前日金曜日までに用意し事務局内に準備箱を置く。この中にプリペイド携帯も入れる。

↓

②研修担当責任者やスタッフが研修当日に事務局に研修箱（プリペイド携帯入り）を取りに来て、研修終了後の当日中に事務局に研修箱（プリペイド携帯入り）を戻す

↓

③翌月曜日に事務局員が研修箱の中を整理確認する。この中にプリペイド携帯が戻っていない場合で、事務局に戻っていない理由の連絡がメール他確認できない場合、速やかに回線停止する。

## 第一次補正

【添付資料1】

## 収入の部

科目	H30予算額	第一次補正額	補正後予算額	備考
大項目	中項目	小項目		
5 繰越金	0	7,425,000	7,425,000	会費支出1,485名 × 5,000円
総計	50,090,000	7,425,000	57,515,000	

## 支出の部

科目			H30予算額	第一次補正額	補正後予算額	備考
大項目	中項目	小項目				
1 会費			344,000	7,425,000	7,769,000	
1 会費			344,000	7,425,000	7,769,000	
	1	日本社会福祉士会 正会員会費	344,000	7,425,000	7,769,000	(会費支出1,485名 × 5,000円)(1,470名 × 200円)+(50名 × 1,000円)日本会へ
総計			50,090,000	7,425,000	57,515,000	

決算後収入支出の比較(予算含む)

【添付資料2】

科目	H29収入の部 決算額	H29支出の部 決算額	H29収入決算額－ H29支出決算額
大項目			
中項目			
小項目			
<b>1 会費等</b>	<b>24,850,000</b>	<b>7,445,000</b>	<b>17,405,000</b>
1 会費収入	22,340,000	7,445,000	14,895,000
1 正会員会費	21,830,000	7,445,000	14,385,000
2 準会員会費	8,000	0	8,000
3 賛助会員会費	12,000	0	12,000
4 負担金	0	0	0
5 入会金	490,000	0	490,000
2 登録料	2,510,000	0	2,510,000
1 ばあとなあ名簿登録料	2,510,000	0	2,510,000
<b>2 事業費</b>	<b>23,297,985</b>	<b>20,903,254</b>	<b>2,394,731</b>
1 総務事業	0	1,014,518	△ 1,014,518
1 企画部会運営費	0	17,728	△ 17,728
2 三団体協同事業費	0	75,238	△ 75,238
3 福祉人材定着対策費	0	39,023	△ 39,023
4 名簿作成費	0	126,865	△ 126,865
5 パンフレット作成費	0	0	0
6 広報誌作成費	0	732,950	△ 732,950
8 広報部会運営費	0	14,640	△ 14,640
9 web維持管理費	0	8,074	△ 8,074
2 総合相談事業	1,378,000	912,020	465,980
1 委員会費	0	0	
2 高齢者虐待防止対策研修会(県事業)	1,342,000	860,932	481,068
3 高齢者虐待対応専門職チーム	36,000	51,088	△ 15,088
4 無料相談事業	0	0	
5 スクールソーシャルワーカー研修⇒子ども・子育て支援に関する取組(H30名称変更)	0	0	0
6 千葉県高齢者虐待対応マニュアル改訂事業	0	0	0
<b>3 研修事業</b>	<b>6,702,360</b>	<b>4,270,447</b>	<b>2,431,913</b>
1 委員会運営費	0	33,251	
2 县民公開講座(研究大会)	0	0	
3 基礎研修Ⅰ	355,000	252,320	102,680
4 基礎研修Ⅱ	1,485,000	896,280	588,720
5 基礎研修Ⅲ	885,000	677,184	207,816
6 ジェイシ―教育研究所web模試問題作成	1,422,360	1,065,343	357,017
7 社会福祉士取得支援講座(大学等)	1,300,000	640,291	659,709
8 実習指導者養成研修⇒実習指導者講習会(H30名称変更)	605,000	300,828	304,172
9 実習指導者フォローアップ研修⇒H30廃止	0	0	0
10 淑徳大学4年次正課プログラム⇒淑徳大学講師派遣(H30名称変更)	480,000	333,888	146,112
11 千葉県生涯研修センター委員会	0	0	0
12 社会福祉士ワンアップ研修(基礎研修ⅠⅡⅢ修了者)	60,000	24,032	35,968
13 社会福祉士ファシリテーター研修⇒グループソーシャルワーク研修会(H30名称変更)	110,000	47,030	62,970

H29収入の部 予算額	H29支出の部 予算額
24,828,000	7,350,000
22,328,000	7,350,000
21,800,000	7,350,000
18,000	0
10,000	0
0	0
500,000	0
2,500,000	0
2,500,000	0
21,023,365	22,781,000
0	1,573,000
0	15,000
0	15,000
0	250,000
0	200,000
0	1,000
0	1,044,000
0	36,000
0	12,000
1,512,000	1,447,000
0	45,000
1,300,000	1,100,000
210,000	240,000
0	60,000
1,000	1,000
1,000	1,000
4,539,000	3,304,000
60,000	
100,000	
897,000	788,000
1,200,000	884,000
650,000	473,000
1,000	1,000
1,000	1,000
450,000	250,000
350,000	74,000
540,000	456,000
0	0
100,000	37,000
350,000	180,000

科目	H29収入の部 決算額	H29支出の部 決算額	H29収入決算額－ H29支出決算額	H29収入の部 予算額	H29支出の部 予算額
大項目 中項目 小項目					
4 ばあとなあ千葉運営事業	2,191,260	4,726,077	△ 2,534,817	別途収入名簿登録料 2,510,000円	2,155,000
1 委員会費⇒ばあとなあ委員会運営費(H30名称変更)	140,820	311,926	△ 171,106		0
2 部会交通費	0	59,042	△ 59,042		0
3 相談事業	0	610,080	△ 610,080		0
4 成年後見制度活用講座	184,080	165,482	18,598		196,000
5 成年後見人養成研修⇒成年後見人材育成研修・名簿登録研修(H30名称変更)	600,000	407,022	192,978		750,000
6 法人後見事業	232,360	211,732	20,628		216,000
7 活動報告書読み込み作業	0	586,696	△ 586,696		0
8 日本会登録員負担金等	0	400,000	△ 400,000		0
9 涉外活動	0	105,970	△ 105,970		0
10 受任者面接	0	364,784	△ 364,784		0
11 ばあとなあ千葉ニュース	52,000	123,449	△ 71,449		80,000
12 コーディネート会議	0	503,708	△ 503,708		0
13 新規登録員研修⇒H30廃止	89,000	128,626	△ 39,626		20,000
14 必須登録員研修	271,000	284,136	△ 13,136		200,000
15 千葉サポート	337,000	149,904	187,096		225,000
16 レベルアップ研修	69,000	64,344	4,656		180,000
17 家裁事務報告書指導	0	0	0		0
18 テーマ別弁護士との事例検討会	216,000	0	216,000		288,000
19 【H30新規】独立型社会福祉士事業サポート	0	249,176	△ 249,176		0
5 司法福祉事業	900,000	456,124	443,876		690,000
1 司法福祉委員会	0	23,324	△ 23,324		0
2 司法福祉学習会⇒H30廃止	0	23,179	△ 23,179		30,000
3 刑事司法ソーシャルワーカー養成講座(基礎編)	480,000	171,954	308,046		300,000
4 刑事司法ソーシャルワーカー養成講座(応用編)	420,000	210,473	209,527		300,000
5 マッチング支援	0	27,194	△ 27,194		30,000
6 弁護士会との共同事例集の作成⇒H30廃止	0	0	0		30,000
6 その他の事業	12,126,365	9,524,068	2,602,297		12,127,365
1 千葉県社会福祉士会災害対策委員会	0	37,666	△ 37,666		0
2 災害対策研修	0	0	0		1,000
3 千葉県社会福祉士会倫理委員会	0	48,840	△ 48,840		0
4 社会福祉士ささえ制度配分委員会	0	6,276	△ 6,276		0
5 選挙管理委員会	0	16,704	△ 16,704		0
6 法人監査業務委員会	0	99,192	△ 99,192		0
7 居住確保支援事業	12,126,365	9,315,390	2,810,975		12,126,365
8 千葉県生涯研修センター	0	0	0		0
9 【H30新規】社会福祉士会活性化事業	0	0	0		0
10 【H30新規】講師派遣事業	0	0	0		0
3 助成金	0	0	0		100,000
4 寄付金	300,000	0	300,000		150,000
5 繰越金	0	0	0		1,000
6 雑収入	95,189	0	95,189		350,000
3 事務費(以下、支出の部)	0	16,717,242	△ 16,717,242		0
1 一般物品費	0	317,110	△ 317,110		500,000
2 印刷製本費	0	824,138	△ 824,138		1,050,000
3 役務費	0	839,945	△ 839,945		750,000
4 廉弔費	0	53,262	△ 53,262		30,000
5 食金等	0	10,815,776	△ 10,815,776		9,900,000
6 使用料	0	1,237,032	△ 1,237,032		1,750,000
7 委託料	0	1,660,516	△ 1,660,516		600,000
8 役員費用弁償	0	24,809	△ 24,809		70,000
9 役員旅費	0	264,446	△ 264,446		450,000
10 役員選挙事務費	0	243,040	△ 243,040		150,000
11 保険料	0	213,930	△ 213,930		100,000
12 納費	0	223,238	△ 223,238		500,000
4 租税公課	0	95,635	△ 95,635		550,000
5 敷金支出	0	0	0		0
6 予備費	0	0	0		695,000
7 配分金	0	546,000	△ 546,000		2,100,000
総計	48,543,174	45,707,131	2,836,043		46,452,365

予算より収入が2,090,809円多かった

予算より支出が3,618,869円少なかった

# 公益社団法人日本社会福祉士会の会費に関する規則

組織・運営 規則第1号

1995年1月20日制定

最終改正 2014年3月15日

## (目的)

**第1条** この規則は、公益社団法人日本社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第10条の規定に基づき、本会の会費の取扱いについて基本的事項を定めることを目的とする。

## (年会費)

**第2条** 本会の正会員の年会費は、5,000円に正会員を構成する社会福祉士の人数を乗じた額とする。

2 一旦納入された年会費は、理由のいかんを問わず、これを返還しないものとする。

## (賛助会費)

**第3条** 本会の定款第10条第2項に規定する賛助会費は、団体にあっては1口年額20,000円、個人にあっては1口年額10,000円とし、1口以上の賛助会費を必要とするものとする。

## (委任)

**第4条** ここに定めるもののほか、本会の会費等について必要な事項は、理事会において別に定める。

## (改廃)

**第5条** この規則の改廃は、総会の承認を得なければならない。

## 附 則

1 2014年3月15日改正

2 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。（2014年4月1日）